

## ■ 法第42条道路(私道)の念書について

久留米市都市建設部建築指導課

### ● 法第42条道路とは？

建物の新築・増築・改築などをするときは、敷地が建築基準法（以下「法」という）上の道路（法第42条道路）に、2メートル以上接していなければなりません（法第43条）。

私道であっても、法第43条施行の基準時※に建築物が立ち並んでいた幅1.8m以上の道路は、建築基準法上の道路として取り扱います。幅が4m以上のものは「法第42条第1項第3号道路」、4m未満のものは「法第42条第2項道路」となります。

法第42条道路では、建築基準法上、公道と何ら変わらない制限を受けます（道路内への建築制限、家屋への道路斜線制限等）。また4mに満たない道路では、建築時、改築時に建物を後退させることによって、将来的に幅員4mを確保していくことが必要になります。

※ 基準時は、久留米市内においても場所によって異なります。また基準時以降に築造された私道でも、手続きを行ったものは法第42条道路になります。個別の道路判定については、建築指導課の窓口までお尋ね下さい。

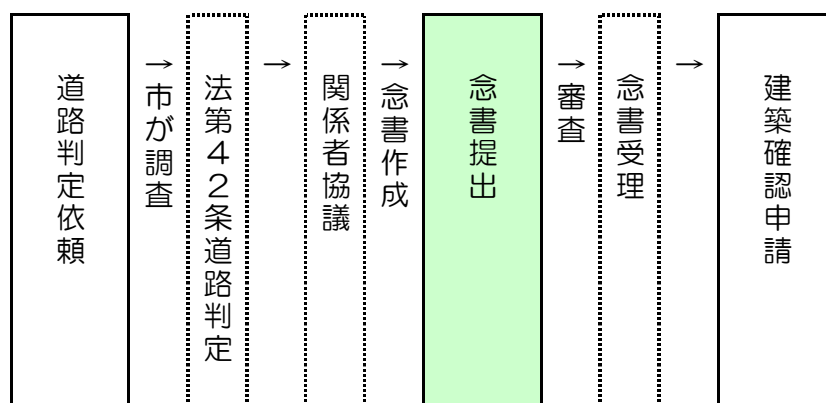
### ● 法第42条道路(私道)の沿道に建築するには

建築の際には、敷地前面の道路上に支障物（建物、門、塀など）を設置せず、将来にわたり道路形態として確保することを、関係土地所有者と確認して下さい。

また4m未満の道のうち、公道では原則的に道路中心線から2mの後退を行うことと定めていますが、私道では関係土地所有者間で、4mの幅員確保の方法について協議することになります。

確認、協議結果については念書としてまとめ、その他必要書類とともに建築指導課へ提出して下さい。建築指導課にて審査、受理の後、確認申請の提出が可能になります。

建築確認申請までの流れは、以下の通りです。

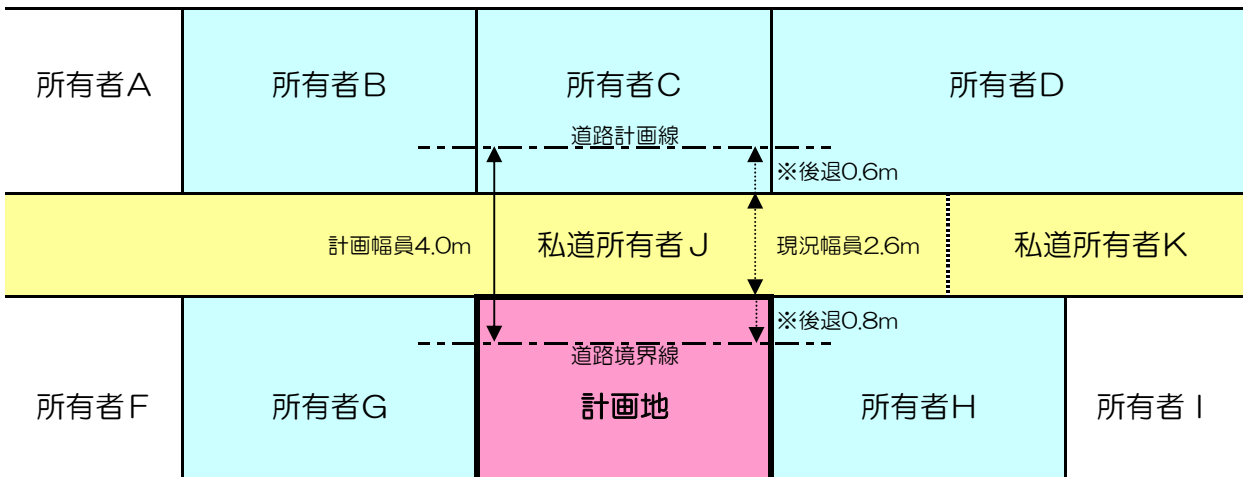


● 関係土地所有者の範囲について

幅員4mの道路の連続性を確保する観点から、関係土地所有者は以下の通りになります。

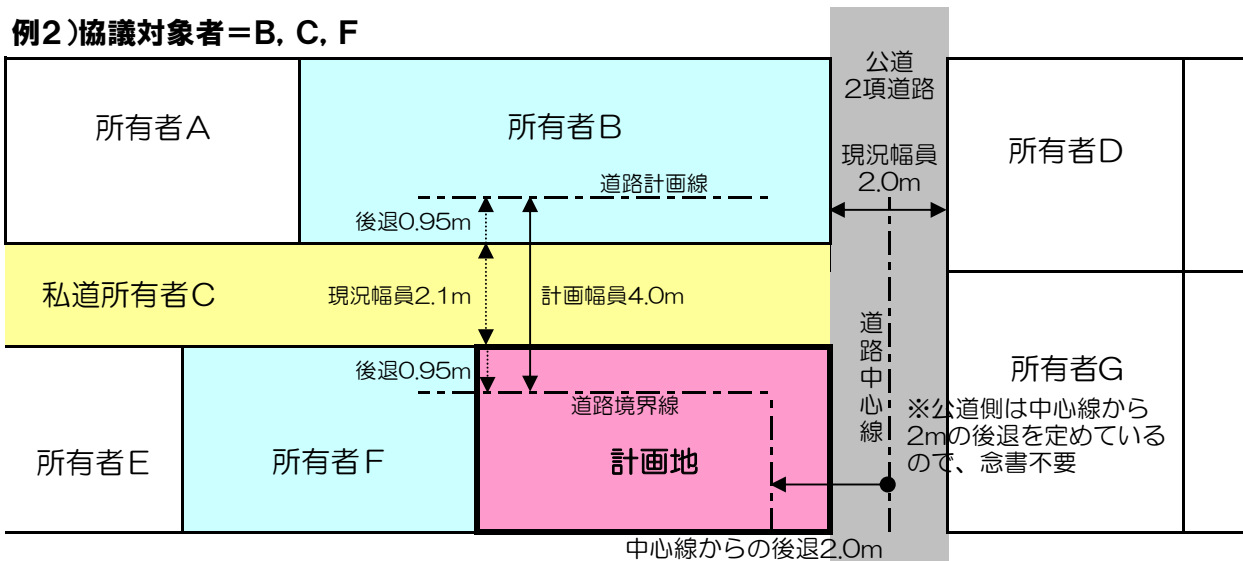
- ① 申請地に接する私道の所有者
- ② 申請地の対側地とその両隣地の所有者
- ③ 申請地の両隣地の所有者

例1)協議対象者=B, C, D, G, H, J



※ 道路後退の幅は例であり、実際の後退幅は関係者間で協議して決めて下さい。

例2)協議対象者=B, C, F



※ 公道側対側地の同意は不要ですが、別途で公道に対する「道路後退協議書」を提出して下さい。

● 提出書類

- 別紙1 (関係土地所有者一覧。印鑑は認め印で可)
- 附近見取り図
- 字図 (写しで可)
- 配置図 (例は別紙参照)

詳細については  
久留米市都市建設部 建築指導課  
0942 (30) 9343

久留米市長 殿

法第42条1項3号・2項道路

## 念 書

久留米市 町 番地から 番地までは私道であります。  
現況道路幅員及び後退距離（道路境界線）については、関係土地所有者と協議し、別紙のと  
おり決定いたしました。

つきましては、私道に接する建築物及び建築物に附属する門・塀等は、道路境界線内に築  
造せず、道路部分として将来にわたり確保いたしますことを下記にて確約いたします。

### 記

建築主 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

土地所有者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

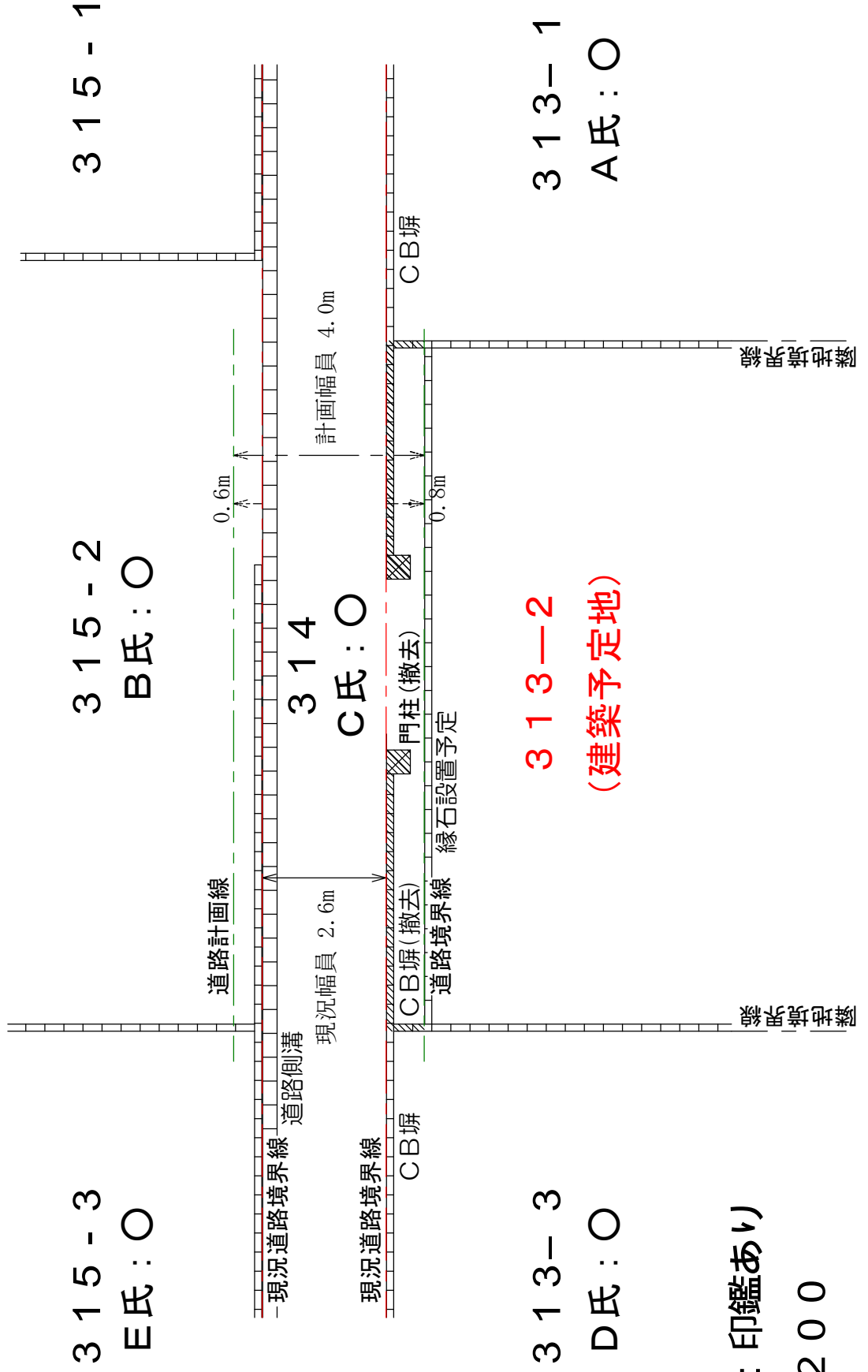
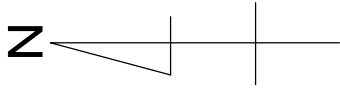
工事監理者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

工事施工者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

別紙 1

関係土地 番地	土地所有者の 住所 氏 名	印

# 法第42条第2項道路念書配置図(例)



凡例 ○ : 印鑑あり

S = 1 : 200